

土壌汚染で罰金罰則？

キーワード

1年以下の懲役または100万円以下の罰金、土壌汚染対策法第65条～第69条、両罰規定(企業と従業員の両方が処罰対象)、汚染があるからではなく法に基づく命令に従わない場合など

知って得する

罰則は知って得するのではなく知らないと大変な目に逢うという話です。なお、廃棄物の不法投棄は、罰金が1桁大きいのです。しかし、土壌汚染については、知らないうちに違法行為にならないように十分な注意が必要だと思います。

罰則	罰則行為	処罰対象
1年以下の懲役または100万円以下の罰金	調査義務や対策義務があるのに、行政から督促や改善指示されているのにやらなかった場合は懲役か罰金です	
	汚染土地で計画と違うことや届出なしにやってしまった場合	
	ちゃんとした許可がないのに汚染土壌の処理を商売にしてしまった場合	
3ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金	土壌処理業の名義貸し	違反者と会社の両方が罰せられます
	調査猶予をもらっているのに届出なしに土地の使い方を変えてしまった場合	
	届出をしなかったり、嘘の届出で、法に定められている面積(3,000平米以上)の土地をいじってしまった場合	
	汚染土壌を届出しないで場外に持ち出した場合	
	汚染土壌の運搬の決まりを守らない業者	
30万円以下の罰金	許可のないところに汚染土壌の処理をさせた時、処理を下請に出した場合	
	土壌管理票をちゃんと書かずに発行してしまった場合、写しをちゃんと書いて戻さなかった場合、土壌管理票を保管(5年)しなかった場合	
	事前の届出だけして掘削後に報告しなかった場合	
	処理業の定期的な報告をしなかった場合	
20万円以下の過料	指定支援法人(外郭団体)の守秘義務違反	
	行政の立入検査に従わなかった場合	
20万円以下の過料	命令に沿って計画して対策したけど報告しなかった場合	
	緊急事態でやったのに報告しなかった場合、管理票が変なのに放っておいた場合、指定調査機関をやめたのに届出しなかった場合	

<重要事項> 平易な表現にしているのと、すべてを網羅していないため、この一覧表は正確性に欠ける説明となることがあります。必ず、ご自分で条文を確認していただくか、法律については弁護士に、実務対応については弊社にご相談ください。